

諮問庁：国立大学法人北海道大学

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（独個）諮問第53号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（独個）答申第55号）

事件名：本人に係る特定年度の一般入試の解答用紙等の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度の一般入試（後期日程）の解答用紙及び平成29年度の一般入試（後期日程）の調査書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月16日付け海大第2-7-3号により、国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 答案用紙の解答部分について

北海道大学から説明のあった不開示理由のうち、「開示することにより、採点者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という箇所については、次のような理由により不開示とする相当の理由には当てはまらなないと考える。

(ア) 「採点者の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」

とあるが、一個人の解答用紙を開示した場合においては（解答用紙上で「採点者の率直な意見の交換」が行われていない限り）、開示請求者はどのような「意見の交換」が北海道大学内で行われたかを知ることが不可能であるため、「採点者の率直な意見の交換」を妨げる可能性はない。

(イ) 「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とあるが、 解答用紙を開示した場合でも（解答用紙上で「採点者の率直な意見

の交換」が行われていない限り）、開示請求者が北海道大学内でどのような「意見の交換」が行われたのかを知ることはできないため、「意思決定の中立性」を妨げる可能性はない。

なお、上記について、解答用紙上で「採点者の率直な意見の交換」が行われている場合には、当該部分を非開示とすることには異論はない。その際には開示請求者の答案用紙を、当該不開示情報を黒塗りにするなどして交換された意見の内容を判別できなくした上で開示することを求める。

また、「答案開始後の問合せへの対応で入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という箇所については、次のような理由により不開示とする相当の理由には当てはまらないと考えられる。

a 「答案開始後の問合せへの対応で入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、答案の採点に大きな誤りが存在した場合には当該部分の採点を見直すのがそれこそ「入試事務の適正な遂行」である。しかし、今回の開示状況では、開示請求者は自身の答案を確認することができず、自身の答案の採点が適切か否かを知ることはできない。仮に答案の採点に誤りがあり、当該部分に対して訂正の請求をする際には、これは法27条に明記されている訂正請求権に当てはまると考えられ、当然これは法律で定められた国民の権利である。法律によって定められた国民の権利を制限するにはそれ相応の理由が必要になると考えられるが、今回の不開示決定の理由の中には国民の権利を制限するほどの理由（公共の福祉に反する等）があるとは考え難い。

最後に「法14条5号ハに該当する」という箇所については、前述の理由と合わせて以下のような理由により不開示とする相当の理由には当てはまらないと考える。

b 法14条5号ハから北海道大学の不開示決定の理由を推測すると、一つ目に「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ということが考えられる。しかし多くの大学受験生が各種予備校や大手出版社から刊行された過去問集を利用して対策をしている現状を考慮すると、開示請求者が請求している答案を開示したとして「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする」おそれが現在より増すというようなことはないように思われる。なお、未記入の解答用紙（解答欄）については既に教学社が北海道大学からの提供・許諾を得て掲載している以上、解答用紙の用紙自体を開示することは「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする」おそれがないことは明らかである。

c 法14条5号ハから北海道大学の不開示決定の理由を推測すると、二つめに「違法若しくは正当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」ということが考えられる。しかし、試験中には北海道大学の試験官が監督をしていることから、解答用紙を開示したことによって試験中のカンニング等の違法行為を「容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるとは考え難い。また、同様に「不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるとも考え難い。なお、北海道大学の過去の試験問題等を使用して試験対策を行うのは不当行為ではないことは明らかであり、その際に予備校各社が発表している模範解答を使用するのは常識的であることから、模範解答のレベルにはるか及ばない開示者の答案を開示しても不当行為につながらないと考えるのは常識的である。

なお、類似の請求として（公立大学の例ではあるが）特定大学の入試の解答用紙について、（結論として）全部開示とすべきとする決定が存在することを申し添えておく。

イ 調査書の主観的評価に係る記述部分について

そもそも文部科学省は、調査書の趣旨について以下のように述べている。

「調査書（いわゆる内申書）は、高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものです。」

これから明らかなおおりに、調査書の目的とは生徒の長所を評価していくことである。北海道大学からの非開示理由にある「開示すると率直な表現が抑制される等、その目的が損なわれるおそれあり」とは、主に生徒の短所に対するものだと考えられるが、このような記載は本来存在しないはずのものである。したがって、「目的が損なわれるおそれ」もなく、「法14条5号ハに該当する」可能性はない。

なお、調査書（内申書）については、（中学校のものではあるが）全部開示を求める判決が存在し、同時に東京都立の学校など調査書（内申書）を全面的に開示する学校も多いという現実を参考として申し添える。

ウ 調査書における「公印の印影」及び「担当者の氏名」等個人を特定できる情報の記載箇所について

「公印の印影」については、自身の所有する自身の卒業証書に押印

があり、非公開とする意味がない。また「担当者の氏名」については、すでに担当者が自身の高校3年生の際の担任であることを知っており、これもまた非公開とすることに意味がない。

(2) 意見書

ア 答案用紙の解答部分について

この項目については、審査請求書に記載した理由から不開示とする相当の理由には当てはまらなないと考えた。

今回受領した北海道大学提出の理由説明書を読むと、配点や配点方針をできるだけ秘密としたいという考えも理解できないということはない。かつ解答用紙上で「採点者の率直な意見の交換」が行われている場合には、当該部分（意見の交換が行われている部分）を非開示とし、異議申立人の記入した答案のみを開示とすることには異論はない。しかしながら、国民の権利である知る権利に基づいた本件開示請求を却下する（一部不開示とする）理由には相当の理由が必要である。入学試験の透明性確保の観点から、より個別具体的かつ積極的な入試情報の開示が社会的に期待されているところ、受験生本人に対するより詳細な試験結果の開示も当然望まれるという事情を考えると、一部不開示とする相応の理由にはならないのではないかとと思われる。

なお、類似の請求として（公立大学の例ではあるが）特定大学の入試の解答用紙について、（結論として）全部開示とすべきとする決定が存在することを申し添えておく。

以下は異議申立人の個人的な感情であるが、（中略）私の目的は「自身の答案を確認すること」ただ一つである。何とぞご配慮のほどよろしくお願いいたします。

イ 調査書の主観的評価に係る記述部分について

この項目については、審査請求書に記載した理由から不開示とする相当の理由には当てはまらなないと考えた。特に追加すべき事項は存在しないため、審査請求書を参照していただきたい。

ウ 調査書における「公印の印影」及び「担当者の氏名」等個人を特定できる情報の記載箇所について

この項目については、審査請求書に記載した理由から不開示とする相当の理由には当てはまらなないと考えた。特に追加すべき事項は存在しないため、審査請求書を参照していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人本人の平成29年度北海道大学入学試験（後期、数学及び理科）における答案用紙及び調査書を対象としたものであり、当該答案用紙及び調査書を特定した。

2 原処分について

本件については、以下の理由により、部分開示とする決定を行った。

(1) 答案用紙の解答部分

開示することにより、採点者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、答案開示後の問合せへの対応で入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号ハに該当することから不開示とする。

(2) 調査書の主観的評価に係る記述部分

開示すると率直な表現が抑制される等、その目的が損なわれるおそれがあり、法14条5号ハに該当することから不開示とする。

(3) 調査書における「公印の印影」及び「担当者の氏名」等個人を特定できる情報の記載箇所

「公印の印影」については、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条2号イの不開示情報と認められ、「担当者の氏名」等については、特定の個人を識別できる情報であり、法令の規定により又は慣行として公になることが予定されているとはいえず、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号の不開示情報に該当すると認められることから、それぞれ不開示とする。

3 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、部分開示として原処分は妥当である。

4 原処分を維持する理由

各不開示部分について、以下の理由から原処分維持が妥当と考える。

(1) 答案用紙の解答部分

本件開示請求の対象として特定した個人情報に記載された数学の答案用紙は4枚であり、理科の答案用紙は3枚である。いずれも、受験番号の記入欄、座席番号の記入欄、解答欄、得点の記入欄が設けられており、各設問に対する審査請求人の解答のほか、採点のための書き込み及び得点が記載されている。このうち、受験番号及び座席番号以外の部分は、開示することにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号ハの不開示情報に該当すると判断したものである。

設問ごとの配点及び採点方針は、適正な選抜を実施する観点から、機密性の高い厳格な学内手続に基づいて決定されてきたものである。本件答案用紙に採点時に記載された設問ごとの得点及び採点結果を開示することになると、設問ごとの配点、答案の採点方針や評価基準等に係る機微な事項が推測され、そのことが受験者の解答の仕方等にも影響を与えることになる。加えて、他の受験者から同種の請求が多数出され、それぞれ設問ごとの得点及び採点結果が開示されることになると、上記の推

測がより詳細かつ正確に行われることとなる。

したがって、設問ごとの得点及び採点時に記載された設問ごとの採点結果を開示することは、今後の入学試験における設問ごとの配点の決定のみならず、答案の採点や評価の仕方、ひいては問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあり、法14条5号ハに定める、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

(2) 調査書の主観的評価に係る記述部分

本件開示請求の対象として特定した個人情報に記載された調査書は1枚であり、客観的事実に関する部分とそれ以外の「指導上参考となる諸事項」、「総合的学習の時間の内容・評価」、「備考」の記載といった記入者の主観的評価に基づく記述部分とからなる。主観的評価に基づく記述部分については、記入者の評価も交えて文章により記述される部分であることから、開示すると率直な表現が抑制され、公平な評価が困難となるおそれがあり、法14条5号ハの不開示情報に該当すると判断したものである。

(3) 調査書における「公印の印影」及び「担当者の氏名」等個人を特定できる情報の記載箇所

審査請求人の主張する事実については、原処分決定にあたって、参酌する必要はなく、「公印の印影」については、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条2号イの不開示情報と認められ、「担当者の氏名」等については、特定の個人を識別できる情報であり、法令の規定により又は慣行として公になることが予定とされていると言えず、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号の不開示情報に該当すると判断したものである。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持し、本件対象保有個人情報は部分開示とすることが妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 同年10月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議
- ⑦ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「平成29年度の一般入試（後期日程）の解答用紙及び平成29年度の一般入試（後期日程）の調査書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報について、その一部（①答案用紙の解答部分，②調査書の主観的評価に係る記述部分，③公印の印影及び④担当者の氏名等）を法14条5号ハ並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号及び2号イに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としているところ、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、適用条項を確認させたところ、以下の2（1）エのとおり、③公印の印影及び④担当者の氏名等は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号及び2号イではなく、法14条2号及び3号イの誤りであったので訂正する旨説明することから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁が適用条項を訂正した不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報は、数学の答案用紙4枚，理科の答案用紙3枚及び特定私立高等学校が作成した調査書1枚で構成される。数学及び理科はいずれも論述試験であり、当該答案用紙の不開示部分には、
i) 審査請求人本人による解答，ii) 採点者による採点のための書き込み及びiii) 設問ごとの得点等の記載がある。また、調査書の不開示部分には、
i) 「指導上参考となる諸事項」，ii) 「総合的な学習の時間の内容・評価」及びiii) 「備考」における記入者の記述部分，
iv) 「公印の印影」並びにv) 「担当者の氏名」等の部分がある。

イ 数学及び理科の答案用紙のii) 採点者による書き込み及びiii) 設問ごとの得点等は、これを公にすることにより、答案の採点方針や評価基準等が推測され、受験生の解答方法に影響を与えるおそれがあり、さらには、答案における採点、評価方法及び作成方法にも影響を与えるおそれがある。

また、i) 審査請求人本人による解答については、ii) と明確に区分できないことから、不開示とせざるを得ない。

ウ 調査書のi) 「指導上参考となる諸事項」，ii) 「総合的な学習の時間の内容・評価」及びiii) 「備考」における記入者の記述部分は、記入者の主観的評価に基づく記載であると認められるので、公にする

ことにより、率直な表現が抑制され、公正な評価が困難となるおそれがある。

なお、学生からの調査書の提出については、出身学校長（高等学校長等）が作成し、厳封した調査書を提出するよう北海道大学の学生募集要項に掲載しているため、学生自身が調査書を開封してその内容を確認することまでは想定していない。

エ 調査書のiv)「公印の印影」及びv)「担当者の氏名」等の部分は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号及び2号イに該当するとして原処分を行ったが、法の適用条項を改めて確認したところ、法14条2号及び3号イの誤りであったため、当該部分の適用条項を訂正することとする。

その上で、調査書のiv)「公印の印影」の部分は、公にすることにより、偽造による悪用等、特定私立高等学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、v)「担当者の氏名」等の部分は、公となっていない特定私立高等学校の職員の氏名であり、特定の個人を識別することができるものに該当する。

なお、審査請求人は、「公印の印影」については、自身の所有する自身の卒業証書に押印があり、「担当者の氏名」については、自身の高校3年生の際の担任であることを知っており、非公開とすることに意味がないと主張するが、北海道大学としては、iv)「公印の印影」が卒業証書と同様のものを使用していること、及びv)「担当者の氏名」が高校3年生の際の担任であることは承知していない。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 平成29年度の一般入試（後期日程）の解答用紙に係る不開示部分について

(ア) 解答用紙のうち、受験番号、科目名、解答用紙番号、座席番号及び記入に当たったの注意事項の部分は開示されており、不開示部分は、諮問庁が説明するとおり、その余のi)各設問に対する審査請求人の解答、ii)採点者による採点のための書き込み及びiii)設問ごとの得点等であることが認められる。また、各解答の上には直接、ii)採点者による採点のための書き込みが記載されていることが認められる。

ii)採点者による採点のための書き込み及びiii)設問ごとの得点等を開示した場合、答案の採点方針や評価基準等が推測され、受験生の解答方法に影響を与え、さらには、答案における採点、評価方法及び作成方法にも影響を与えることにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また、ii) 採点のための書き込みは、i) 各設問に対する審査請求人の解答の上に直接記載されており、これを明確に区分して取り除くことはできないことから、i) 各設問に対する審査請求人の解答についても、不開示とすべきである。

(イ) したがって、解答用紙に係る不開示部分は、法14条5号ハに該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 平成29年度の一般入試（後期日程）の調査書に係る不開示部分について

(ア) 当該調査書は、本人が在学していた特定私立高等学校が作成した文書であり、諮問庁が説明するとおり、i) 指導上参考となる諸事項欄、ii) 総合的な学習の時間の内容・評価欄及びiii) 備考欄に係る記入者の記述部分、iv) 公印の印影並びにv) 担当者の氏名等が不開示となっていることが認められる。

(イ) 上記i) ないしiii) は、教師による生徒の学習に関する所見及び生徒の行動や特徴に関する所見などを記載する部分であるから、教師（記入者）の主観的評価に基づくものであると認められ、当該部分を開示することにより、今後の調査書の提出に当たって、記入者の率直な表現が抑制され、公平な評価が困難となるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号ハに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 上記iv) は、本人が在学していた特定私立高等学校の調査書の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり、これにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、偽造による悪用等、当該学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 上記v) は、法14条2号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び5号ハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号、3号イ及び5号ハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司